

の一部を次のように改正する。

目次中「政策企画部（第26条—第32条）」を「総合政策環境部（第26条—第36条の2）」に、

「第6節 府民環境部（第33条—第36条の9）」

「第7節 文化スポーツ部（第37条—第37条の8）」を「第6節 文化生活部（第37条—第37条の12）」に、「第8節」を「第7節」に、「第38条の14」を「第38条の13」に、「第9節」を「第8節」に、「第10節」を「第9節」に、「第11節」を「第10節」に、「第62条」を「第62条の3」に、「第12節」を「第11節」に改める。

第5条中「防災監」の右に「、子育て社会推進監」を加える。

第6条第3項中「防災監、」の右に「子育て社会推進監が掌理する事務については子育て社会推進監、」を加える。

第7条第1項ただし書中「は防災監が」の右に「、子育て社会推進監が掌理する事務については子育て社会推進監が」を、「及び防災監」の右に「、子育て社会推進監」を加える。

第7条の3第1項中「防災監、」の右に「子育て社会推進監、」を加える。

第11条中「政策企画部
府民環境部 を「総合政策環境部
文化スポーツ部」を「文化生活部」

に改める。

第12条の表人権啓発推進室長の項中「府民環境部」を「文化生活部」に改め、同表防災監の項の次に次のように加える。

子育て社会推進監	総合政策環境部	命を受けて子育て社会の推進に関する事務を掌理し、その事務につき部下の職員を指揮監督する。
----------	---------	--

第12条の表係長の項中「室、課（総務事務センター、府民総合案内・相談センター、消費生活安全センター及びリハビリテーション支援センターを含む。以下この章において同じ。）又は部（知事直轄組織及び港湾局を含む。以下この条及び次条において同じ。）を「係」に、「室、課又は部の特定」を「係」に改め、同表主査の項中「又は部」を「（総務事務センター、府民総合案内・相談センター、消費生活安全センター及びリハビリテーション支援センターを含む。以下この章において同じ。）又は部（知事直轄組織及び港湾局を含む。以下この条及び次条において同じ。）」に改める。

第13条第1項の表副局長の項中「第12節」を「第11節」に改め、同表企画専門役の項中「文化スポーツ部」を「文化生活部」に改め、同表主幹の項中「職は」を「職は、」に改め、同条第3項中「政策の」を「政策及び整備の」に改める。

第2章第5節の節名を次のように改める。

第5節 総合政策環境部

第26条（見出しを含む。）中「政策企画部」を「総合政策環境部」に、「企画総務課」を「政策環境総務課」に、「企画統計課」を「政策環境総務課」に改める。
「企画統計課」を「政策環境総務課」に改める。
「企画統計課」を「政策環境総務課」に改める。
「企画統計課」を「政策環境総務課」に改める。
「企画統計課」を「政策環境総務課」に改める。
「企画統計課」を「政策環境総務課」に改める。

第27条第3号を次のように改める。

(3) 子育て環境日本一の実現に係る企画、総合調整及び推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第28条第3号中「他部」を「他課」に改め、同条第4号から第7号までを削る。

第29条（見出しを含む。）中「企画総務課」を「政策環境総務課」に改め、同条第1号中「部所管事務の」を「部の重要施策の企画及び」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第4号及び第5号を削り、第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 京都府緑と文化の基金に関すること。
- (3) 広域振興局に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 東京事務所に関すること。

第2章第6節の節名を削る。

第33条を次のように改める。

（大学政策課の事務）

第33条 大学政策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学政策（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 京都府公立大学法人に関すること。

第34条から第36条の4までを削り、第36条の5を第34条とし、第36条の6を第35条とする。

第36条の7第1号中「の保全」を「及び生物多様性の保全」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条を第36条とし、第36条の8を第36条の2とし、第36条の9を削る。

第37条を次のように改める。

（文化生活部の内部組織）

第37条 文化生活部に、次の室及び課を置く。

- 人権啓発推進室
- 文化政策室
- 文化生活総務課
- 文化芸術課
- スポーツ振興課
- 文教課
- 安心・安全まちづくり推進課
- 男女共同参画課
- 府民総合案内・相談センター
- 消費生活安全センター
- 生活衛生課

第37条の6を削る。

第37条の5第5号中「に関する」を「及び京都府立京都スタジアムに関する」に改め、同条を第37条の6とし、第37条の4を第37条の5とする。

第37条の3（見出しを含む。）中「文化スポーツ総務課」を「文化生活総務課」に改め、第5号を第10号とし、第2号から第4号までを5号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の5号を加える。

- (2) 特定非営利活動法人の認証、認定等に関すること。
- (3) 社会貢献活動の促進に関すること。
- (4) 府民運動の企画及び推進に関すること。
- (5) 府民参画の推進に関すること。
- (6) 京都府立植物園に関すること。

第37条の3を第37条の4とする。

第37条の2第1号中「企画」の右に「及び連携推進」を加え、同条第4号を次のように改める。

- (4) 京都府立京都学・歴彩館、京都府立文化芸術会館、京都府立ゼミナールハウス、京都府立府民ホール、京都府立堂本印象美術館及び京都府立陶板名画の庭に関すること。

第37条の2第5号中「文化芸術課、文化スポーツ施設課」を「他課」に改め、同条を第37条の3とし、第37条の次に次の1条を加える。

（人権啓発推進室の事務）

第37条の2 人権啓発推進室においては、次の事務を所掌する。

- (1) 人権啓発の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 人権啓発の推進に関すること。
- (3) 同和事業の整理等に関すること。

第37条の8を次のように改める。

（安心・安全まちづくり推進課の事務）

第37条の8 安心・安全まちづくり推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 安心・安全なまちづくりの企画及び総合調整に関すること。
- (2) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進に関すること。
- (3) 犯罪被害者等支援に関すること。
- (4) セーフ・コミュニティの推進に関すること。
- (5) 交通安全に関すること。
- (6) 交通事故の被害者の援助に関すること。
- (7) 交通事故相談所に関すること。
- (8) 自動車運転代行業に関すること。

第2章第7節中第37条の8の次に次の4条を加える。

（男女共同参画課の事務）

第37条の9 男女共同参画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画施策の総合企画及び調整に関すること。
 - (2) 男女共同参画の推進に関すること。
 - (3) 女性の活躍の推進に関すること。
 - (4) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- （府民総合案内・相談センターの事務）

第37条の10 府民総合案内・相談センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 府民総合案内に関すること。
- (2) 府民相談に関すること。

（消費生活安全センターの事務）

第37条の11 消費生活安全センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 消費生活に係る安全確保及び取引方法の適正化に関すること。
- (2) 消費者の教育及び啓発に関すること。
- (3) 災害時における生活必需品等の確保に関すること。
- (4) 消費生活協同組合に関すること。
- (5) 金融広報に関すること。
- (6) 消費生活に係る相談及び指導に関すること。
- (7) 商品テストに関すること。
- (8) その他消費生活の安定と向上に関すること。

（生活衛生課の事務）

第37条の12 生活衛生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等に関すること。
- (2) クリーニング師及びふぐ処理師に関すること。
- (3) 食品衛生に関すること。
- (4) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関すること。
- (5) 建築物の衛生的環境の確保に関すること。
- (6) 墓地、埋火葬及び胞衣産汚物に関すること。
- (7) 狂犬病の予防に関すること。
- (8) 動物の飼養管理及び愛護に関すること。
- (9) 人と動物の共生社会づくりに関すること。
- (10) 京都府動物愛護センターに関すること。
- (11) 住宅宿泊事業に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (12) その他生活衛生に関すること。

第2章第7節の節名中「文化スポーツ部」を「文化生活部」に改め、同節を同章第6節とする。

第38条中「生活衛生課」を削る。

第38条の3第1号を削り、同条第2号中「、少子化対策」を削り、同条中同号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 結婚、出産及び育児の支援に係る気運の醸成に関すること。

第38条の13を削り、第38条の14を第38条の13とする。第2章中第8節を第7節とする。

第39条中「雇用推進室」を「労働政策室」に、「労働政策課」を「雇用推進課」に改める。

第39条の2を次のように改める。

（労働政策室の事務）

第39条の2 労働政策室においては、次の事務を所掌する。

- (1) 労働政策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 多様な働き方の推進に関すること。
- (3) 労働組合に関すること。

- (4) 労働委員会に関すること。
- (5) 労働相談、労働者の福祉及び労働教育に関すること。
- (6) その他労働に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第41条を次のように改める。

（雇用推進課の事務）

第41条 雇用推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 雇用施策及び就業支援施策の推進に関すること。
- (2) 中小企業労働対策に関すること。
- (3) 高齢者及び障害者の雇用に関すること。
- (4) その他雇用に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第2章中第9節を第8節とする。

第42条中「森の保全推進課」を「林業振興課」に、「林業振興課」を「森の保全推進課」に改める。

第44条第2号中「政策企画部」を「地域政策室」に改め、同条第6号中「建設交通部」を「他課」に改め、同条第7号を次のように改める。

- (7) 土地分類調査及び水調査に関すること。

第44条第9号中「府民環境部」を「自然環境保全課」に改める。

第48条第3号中「漁業取締」を「漁業の取締り」に改め、同条第4号中「水産増殖」を「水産資源」に改める。

第49条及び第50条を次のように改める。

（林業振興課の事務）

第49条 林業振興課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域林業振興計画に関すること。
- (2) 地域森林計画に関すること。
- (3) 緑の公共事業の推進に関すること。
- (4) 森林の適正な管理に関すること。
- (5) 森林経営管理に関すること。
- (6) 豊かな森を育てる基金に関すること。
- (7) 森林水源地域の保全に関すること。
- (8) 林産物の流通に関すること。
- (9) 林業金融に関すること。
- (10) 造林及び間伐事業に関すること。
- (11) 府営林事業に関すること。
- (12) 府内産木材の需要拡大に関すること。
- (13) 林業経営の指導及び林業普及に関すること。
- (14) 森林組合その他林業団体に関すること。
- (15) 林業労働対策に関すること。
- (16) 京都林務事務所及び林業大学校に関すること。
- (17) その他一般林業の指導奨励に関すること。

（森の保全推進課の事務）

第50条 森の保全推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 保安林及び保安施設地区に関すること。
- (2) 林地開発に関すること。
- (3) 治山事業に関すること。

- (4) 林道事業に関すること。
- (5) 林地に係る公共施設等の災害復旧に関すること。
- (6) モデルフォレスト運動の推進に関すること。
- (7) 森林に関するボランティア等（他課の主管に属するものを除く。）の育成に関すること。
- (8) 緑化推進に関すること。
- (9) 森林病虫害の防除に関すること。
- (10) その他森林の保全に関すること。

第2章中第10節を第9節とする。

第51条中「水環境対策課」を削り、「営繕課」を「営繕課 公営企画課 水環境対策課」に改める。

第52条の3中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 地籍調査に関すること。

第56条第3号中「府民環境部」を「他課」に改める。

第58条第4号中「農林水産部」を「他課」に改める。

第59条第1号中「府民環境部及び水環境対策課」を「他課」に改め、同条第5号中「府民環境部、道路建設課及び水環境対策課」を「他課」に改め、同条第7号中「府民環境部」を「他課」に改め、同条第8号中「府民環境部及び水環境対策課」を「他課」に改める。

第59条の2を削る。

第60条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「宅地造成等」を「宅地造成及び特定盛土等（他課の主管に属するものを除く。）」に改め、同条中同号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第2章第11節中第62条の次に次の2条を加える。

（公営企画課の事務）

第62条の2 公営企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 水資源対策に係る総合調整に関すること。
- (2) 上水道、簡易水道、水道用水供給事業、専用水道、簡易専用水道、公共井戸等に関すること。

（水環境対策課の事務）

第62条の3 水環境対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 下水道（流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に係る都市計画の策定に関すること。
- (2) 公共下水道及び都市下水路に関すること。
- (3) 下水道に係る都市災害復旧事業に関すること。
- (4) 洛西浄化センター公園に関すること。
- (5) 浄化槽に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 農業集落排水に関すること。

第2章中第11節を第10節とし、第12節を第11節とする。

第65条第1号の表京都府行政不服審査会の項の次に次のように加える。

京都府情報公開・個人情報保護審議会	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）及び京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号）の規定に基づきその権限に属することとされた事務、個人情報の保護及び情報公開の制度の運営に関する事項についての建議に関する事務、住民基本台帳法施行条例（平成14年京都府条例第24号）第6条の規定によりその権限に属することとされた事務並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年京都府条例第7号）第2条の規定により、知事又は京都府教育委員会の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務
京都府環境審議会	環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び温泉法（昭和23年法律第125号）の規定に基づきその権限に属させられた事項並びに自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務
京都府公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定に基づきその権限に属させられた事項に関する事務

第65条第1号の表京都府交通安全対策会議の項及び京都府環境審議会の項を削り、同表京都府公立大学法人評価委員会の項を次のように改める。

京都府交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及び実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びにその施策の実施に関する関係機関相互間の連絡調整に関する事務
-------------	---

第65条第2号の表中京都府情報公開・個人情報保護審議会の項、京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会の項及び京都府消費生活審議会の項を削り、京都府男女共同参画審議会の項を次のように改める。

京都府少子化対策審議会	京都府少子化対策条例（平成27年京都府条例第54号）に基づく知事の諮問及び少子化対策に関する重要事項の調査審議並びに少子化対策に関する事項についての建議に関する事務
-------------	--

第65条第2号の表京都府生涯学習審議会の項の前に

次のように加える。

京都府消費生活審議会	消費生活の安定及び向上を図るための施策の基本的事項その他施策の実施に関する重要事項の調査審議に関する事務並びに消費者の苦情のあつせん及び調停に関する事務
------------	--

第65条第2号の表京都府いじめ調査委員会の項の前に次のように加える。

京都府男女共同参画審議会	京都府男女共同参画推進条例（平成16年京都府条例第10号）の規定に基づきその権限に属することとされた事務並びに男女共同参画の推進に関する重要事項についての知事の諮問に応じた調査審議及び男女共同参画の推進に関する事項についての建議に関する事務
京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会	京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例（平成24年京都府条例第50号）に基づく知事の諮問に応じた調査審議に関する事務
京都府公衆浴場入浴料金審議会	物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務

第65条第2号の表京都府障害者介護給付費等不服審査会の項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同表京都府公衆浴場入浴料金審議会の項及び京都府少子化対策審議会の項を削る。

第67条第1項の表係長の項中「処理する」を「総括整理する」に改める。

第72条第1項第6号中「に関する」を「の実現に関する」に改め、同項中第11号を削り、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 危機管理・防災及び消防に関すること。

第72条第1項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 青少年に関すること。

第72条第2項第1号中「情報公開及び個人情報保護」を「広聴及び府民相談」に改め、同項第3号中「広聴及び府民相談」を「情報公開及び個人情報保護」に改める。

第72条の3農商工連携・推進課の項第4号から第21号までを次のように改める。

(4) 食の安心・安全及び食育の推進に関すること。

(5) 食品等の表示に関すること。

(6) 農林振興事業に関すること。

(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。

- (8) 野生鳥獣被害対策の推進に関すること。
- (9) 農業金融に関すること。
- (10) 農業振興地域に関すること。
- (11) 農地の調整及び争議の調停に関すること。
- (12) 農業の担い手育成に関すること。
- (13) 自作農財産の管理に関すること。
- (14) 主要食糧及び農産物等の需給、価格及び流通対策に関すること。
- (15) 地方卸売市場等に関すること。
- (16) 地産地消の推進に関すること。
- (17) 農業保険に関すること。
- (18) 主要農産物、園芸作物及び茶等の振興に関すること。
- (19) 土壌、肥料及び農薬に関すること。
- (20) 畜産の指導奨励に関すること。
- (21) 内水面漁業に関すること。

第72条の3地域づくり振興課の項第7号を削り、同条森づくり振興課の項第3号中「経営指導」を「林業経営の指導」に改める。

第72条の5第1項の表を次のように改める。

1 第72条第1項第9号に掲げる事務のうち補助金等に関する事務並びに第72条の3農商工連携・推進課の項第33号及び第34号に掲げる事務	危機管理総務課、災害対策課、原子力防災課又は消防保安課
2 第72条第1項第11号に掲げる事務	自治振興課
3 第72条第1項第13号に掲げる事務	地域政策室
4 第72条第1項第14号及び第15号に掲げる事務	文化生活総務課
5 第72条第1項第16号に掲げる事務	人権啓発推進室
6 第72条第1項第17号に掲げる事務	男女共同参画課
7 第72条第1項第18号に掲げる事務	文化政策室又は文化芸術課
8 第72条第1項第19号に掲げる事務	スポーツ振興課
9 第72条第1項第20号に掲げる事務	こども・青少年総合対策室又は家庭支援課
10 第72条第1項第21号に掲げる事務	用地課
11 第72条第1項第28号から第30号までに掲げる事務（第75	京都府京都西府税事務所

条第2項各号及び第3項各号に掲げる事務を除く。）	
12 第72条の3農商工連携・推進課の項第1号に掲げる事務	産業労働総務課又は農政課
13 第72条の3農商工連携・推進課の項第2号に掲げる事務	農政課又は京都府京都林務事務所（以下「京都林務事務所」という。）
14 第72条の3農商工連携・推進課の項第3号から第5号までに掲げる事務	農政課
15 第72条の3農商工連携・推進課の項第6号に掲げる事務	農村振興課又は京都林務事務所
16 第72条の3農商工連携・推進課の項第7号及び第8号並びに同条森づくり振興課の項各号に掲げる事務	京都林務事務所
17 第72条の3農商工連携・推進課の項第9号から第13号までに掲げる事務	経営支援・担い手育成課
18 第72条の3農商工連携・推進課の項第14号に掲げる事務	流通・ブランド戦略課又は農産課
19 第72条の3農商工連携・推進課の項第15号及び第16号に掲げる事務	流通・ブランド戦略課
20 第72条の3農商工連携・推進課の項第17号から第19号までに掲げる事務及び第99条第1項第4号に掲げる事務	農産課
21 第72条の3農商工連携・推進課の項第20号に掲げる事務	畜産課
22 第72条の3農商工連携・推進課の項第21号に掲げる事務	水産課
23 第72条の3農商工連携・推進課の項第22号に掲げる事務	観光室、産業労働総務課、中小企業総合支援課、ものづくり振興課、染織・工芸課、産業立地課又は経済交流課
24 第72条の3農商工連携・推進課の項第23号から第25号まで、第31号、第32号、第35号及び第36号に掲げる事務	中小企業総合支援課
25 第72条の3農商工連携・推進課の項第26号から第28号までに掲げる事務	ものづくり振興課、産業立地課又は経済交流課
26 第72条の3農商工連携・推	観光室

進課の項第29号及び第30号に掲げる事務	
27 第72条の3農商工連携・推進課の項第37号に掲げる事務	消費生活安全センター
28 第72条の3農商工連携・推進課の項第38号に掲げる事務	京都府計量検定所
29 第72条の3農商工連携・推進課の項第39号に掲げる事務	ものづくり振興課
30 第72条の3農商工連携・推進課の項第40号に掲げる事務	労働政策室、雇用推進課又は人材育成課
31 第72条の3地域づくり振興課の項各号に掲げる事務	農村振興課

第84条の3第1項第3号中「経営指導」を「林業経営の指導」に改める。

第88条第1項施設保全・用地課の項第3号及び第2項建築住宅課の項第3号中「及び宅地造成等」を「並びに宅地造成及び特定盛土等」に改める。

第90条中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 京都府動物愛護センター

第91条第8項中「第2種地方機関に副室長又は」を「室に副室長を、係に」に改める。

第96条を削り、第95条を第96条とし、第94条を第95条とし、第93条の5の次に次の1条を加える。

(京都府動物愛護センター)

第94条 京都府動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）は、飼養動物に関する正しい知識を普及し、動物愛護の推進及び公衆衛生の向上に資することを目的として、次の業務を行う。

- (1) 動物愛護に関すること。
- (2) 犬及び猫の繁殖防止、人と動物の共通感染症並びに捕獲方法の改善に関する調査研究に関すること。
- (3) 犬及び猫の処分に関すること。
- (4) 狂犬病の予防に関すること。
- (5) その他動物の飼養管理に関すること。

2 動物愛護センターは、京都市南区上鳥羽仏現寺町11番地に置く。

第98条第6項中「作物部、園芸部」を「栽培技術開発部」に改める。

第99条に次の1号を加える。

- (4) 農業に由来する環境への負荷の低減を図るための活動の促進を行うこと。

第104条第12項の表中

京都府立高等技術専門学校		必要があるときは、主任職業訓練指導員
	京都府立京都障害者高等技術専門学校	
	京都府立城陽障害者高等技術専門学校	校長
京都府立農業大学校		必要があるときは、農業教育推進部長、教授又は助教授

を

京都府立高等技術専門学校		必要があるときは、主任職業訓練指導員
京都府立城陽障害者高等技術専門学校		校長
		必要があるときは、主任職業訓練指導員
京都府立農業大学校		必要があるときは、農業教育推進部長、教授又は助教授

に改める。

（地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定により任免についてあらかじめ知事の同意を要する職員を定める規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定により任免についてあらかじめ知事の同意を要する職員を定める規則（昭和36年京都府規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改正する。

部	職務
建設交通部	部長
	公営企業管理監
	副部長及び技監
	理事
	課長（本庁の課長に限る。）及び参事
	所長、次長及び技術次長
	広域浄水センター所長及び水質管理センター所長

総括浄化センター長及び浄化センター所長

(京都府財産取扱規則の一部改正)

第3条 京都府財産取扱規則(昭和39年京都府規則第16号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「府民環境部及び」を削る。

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づいて定める職に関する規則の一部改正)

第4条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づいて定める職に関する規則(昭和40年京都府規則第51号)の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改正する。

組織		職
建設交通 部	本庁	部長
		公営企業管理監
		副部長及び技監
		理事
		課長及び参事
		主幹、課長補佐及び係長
		出先機関
	広域浄水センター所長、水質管理センター所長及び広域浄水センター副所長	
	総括浄化センター長、浄化センター所長及び浄化センター副所長	
	課長、主幹、課長補佐、所長補佐及び係長	

(京都府公害審査会規則等の一部改正)

第5条 次に掲げる規則の規定中「府民環境部」を「総合政策環境部」に改める。

- (1) 京都府公害審査会規則(昭和50年京都府規則第13号)第2条
- (2) 京都府環境影響評価専門委員会規則(平成10年京都府規則第40号)第5条
- (3) 京都府地球温暖化対策条例施行規則(平成18年京都府規則第19号)第56条第3項及び第57条
- (4) 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例施行規則(平成19年京都府規則第43号)第27条第2項
- (5) 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則(平成27年京都府規則第58号)第6条第2項

(京都府会計規則の一部改正)

第6条 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表中

政策企画部企画統計課	企画統計課長
府民環境部府民総合案内・相談センター	府民総合案内・相談センター長
健康福祉部家庭支援課	家庭支援課長
健康福祉部生活衛生課	生活衛生課長

を

総合政策環境部企画統計課	企画統計課長
文化生活部府民総合案内・相談センター	府民総合案内・相談センター長
文化生活部生活衛生課	生活衛生課長
健康福祉部家庭支援課	家庭支援課長

に、

京都府立高等学校(京都府立宮津高等学校、京都府立宮津天橋高等学校、京都府立丹後緑風高等学校及び京都府立網野高等学校を除く。)	事務長
京都府立宮津高等学校	教頭
京都府立宮津天橋高等学校	教頭
京都府立丹後緑風高等学校	教頭
京都府立網野高等学校	教頭

を

京都府立高等学校(京都府立宮津天橋高等学校及び京都府立丹後緑風高等学校を除く。)	事務長
京都府立宮津天橋高等学校	教頭
京都府立丹後緑風高等学校	教頭

に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第7条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年京都府規則第38号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「府民環境部循環型社会推進課」を

「総合政策環境部循環型社会推進課」に改める。
 (青少年の健全な育成に関する条例施行規則及び京都府男女共同参画審議会規則の一部改正)
 第8条 次に掲げる規則の規定中「府民環境部」を「文化生活部」に改める。
 (1) 青少年の健全な育成に関する条例施行規則(昭和56年京都府規則第4号)第7条第1項第1号
 (2) 京都府男女共同参画審議会規則(平成16年京都府規則第24号)第6条
 (京都府の施設の管理等に関する条例施行規則の一部改正)
 第9条 京都府の施設の管理等に関する条例施行規則(平成17年京都府規則第1号)の一部を次のように改正する。
 第9条第1項中「第8号」を「第7号」に、「第9号」を「第8号」に改め、第2号及び第3号を次のように改める。
 (2) 総合政策環境部会 総合政策環境部
 (3) 文化生活部会 文化生活部
 第9条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。
 (京都府消費生活安全条例施行規則の一部改正)
 第10条 京都府消費生活安全条例施行規則(平成19年京都府規則第29号)の一部を次のように改正する。
 第20条第1項の表京都府府民環境部消費生活安全センターの項中「京都府府民環境部消費生活安全センター」を「京都府文化生活部消費生活安全センター」に改める。
 第24条中「府民環境部」を「文化生活部」に改める。
 (京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例施行規則の一部改正)
 第11条 京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第60号)の一部を次のように改正する。
 第25条中「政策企画部」を「文化生活部」に改める。
 (京都府公衆浴場入浴料金審議会規則の一部改正)
 第12条 京都府公衆浴場入浴料金審議会規則(平成25年京都府規則第14号)の一部を次のように改正する。
 第8条中「健康福祉部」を「文化生活部」に改める。
 (京都府いじめ調査委員会規則及び京都府文化力による未来づくり審議会規則の一部改正)
 第13条 次に掲げる規則の規定中「文化スポーツ部」を「文化生活部」に改める。
 (1) 京都府いじめ調査委員会規則(平成26年京都府規則第12号)第8条
 (2) 京都府文化力による未来づくり審議会規則(平成30年京都府規則第40号)第6条
 (京都府少子化対策条例施行規則の一部改正)
 第14条 京都府少子化対策条例施行規則(平成28年京都府規則第19号)の一部を次のように改正する。
 第3条第2項及び第14条中「健康福祉部」を「総合政策環境部」に改める。
 (京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する

条例施行規則の一部改正)
 第15条 京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例施行規則(平成28年京都府規則第21号)の一部を次のように改正する。
 第6条第1項中「政策企画部」を「総合政策環境部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

京都府訓令第5号

本 庁
 地方機関

京都府職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

京都府職員安全衛生管理規程(昭和54年京都府訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「政策企画部、府民環境部、文化スポーツ部」を「総合政策環境部、文化生活部」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

京都府訓令第6号

本 庁
 地方機関

部課長専行規程及び京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

部課長専行規程及び京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令

(部課長専行規程の一部改正)

第1条 部課長専行規程(昭和27年京都府訓令第18号)を次のように改正する。

第1条ただし書中「防災監」の右に「、子育て社会推進監」を、「副局長」の右に「、理事」を加える。

第2条の4第2項中「第13条第1項の規定の適用については、前項と同様」を「第13条第1項各号に掲げる事項は、室長が専行するもの」に改め、同項ただし書中「理事」を「企画参事」に改める。

第6条を削り、第5条の2を第6条とする。

第7条を次のように改める。

(文化生活部長の専行)

第7条 次に掲げる事項は、文化生活部長が専行するものとする。

- (1) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)に基づく宗教法人規則の認証
- (2) 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に基づく解散登記の嘱託
- (3) 物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)に基づく許可

第7条の2(見出しを含む。)中「文化スポーツ部副部長」を「文化生活部副部長」に改め、同条第2号中「私立学校」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく私立学校」に改め、同条に次の9号を加える。

- (3) 興行場法(昭和23年法律第137号)に基づく興行場、旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく旅館業及び公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に基づく公衆浴場の営業停止命令及び営業許可の取消し
- (4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に基づく生活衛生同業組合の設立認可、共済規程の認可、変更認可並びに定款の変更の認可、組合員による総会の招集の承認及び事業所等への立入検査
- (5) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく墓地又は火葬場の経営等の許可
- (6) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業所に対する食品、添加物等に係る検査命令
- (7) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく食鳥検査に係る指定検査機関の指定、監督等の行政処分
- (8) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第10項の規定による損害補償
- (9) 狂犬病予防法に基づく狂犬病が発生した場合の処置命令
- (10) 消毒営業取締条例(昭和25年京都府条例第3号)に基づく許可
- (11) 文化生活部の所管する衛生に係る各種の資格者の養成施設等の指定、監督等の行政処分

第8条第21号中「の施行」を「(健康福祉部技監の専行に係る事項を除く。)の施行」に改め、同条中第22号から第28号までを削り、第29号を第22号とし、第30号を削り、第31号を第23号とし、同条の次に次の1

条を加える。

(健康福祉部技監の専行)

第8条の2 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の施行は、健康福祉部技監が専行するものとする。

第13条第1項ただし書中「第35号」を「第36号」に改め、同項第31号を次のように改める。

(31) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく漏えい等の報告及び本人への通知等、個人情報ファイル簿の作成、開示決定等、訂正決定等並びに利用停止決定等

第13条第1項中第35号を第36号とし、第32号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、第31号の次に次の1号を加える。

(32) 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年京都府条例第32号)に基づく是正の申出の処理

第13条第2項中「参事」を「企画参事又は参事」に、「第21条」を「第22条」に改める。

第16条を削る。

第15条の2(見出しを含む。)中「政策企画部企画統計課長」を「総合政策環境部各課長」に改め、同条に次の5項を加える。

1 企画統計課

- (1) 各種統計調査の報告
- (2) 各種統計調査の調査区の設定の認可

2 大学政策課

公立大学に関する諸届出の受理

3 循環型社会推進課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。)の保管、収集又は運搬方法の変更等の命令、産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者の許可、事業の停止命令並びに許可の取消し

4 自然環境保全課

- (1) 京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)に基づく京都府自然環境保全地域及び京都府歴史的な自然環境保全地域に係る許可及び命令
- (2) 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例(平成19年京都府条例第51号)に基づく指定希少野生生物の捕獲等の許可及び命令並びに生息地等保全地区に係る許可及び命令

5 環境管理課

- (1) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づく報告
- (2) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく第二種事業及び対象事業についての届出、通知等の処理、公告及び縦覧等への協力等
- (3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)に基づく排出量等の届出への意見の添付、届出事項の説明の要求、資料の提供の要求等及び通知の処理

- (4) 京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）に基づく送付、公聴会の開催、公告及び縦覧、通知、見解提出及び協力の要請、協議、立入検査並びに調査研究
- (5) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく照会、回答、通知、報告及び協議の処理
- (6) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく報告の処理、計画の作成、関係行政機関の長等に対する資料の提出の要求等
- 第15条の2を第16条とする。
- 第17条（見出しを含む。）中「文化スポーツ部各課長」を「文化生活部各課長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 生活衛生課

- (1) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に基づくクリーニング師及び京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）に基づくふぐ処理師の免許証の交付及び各種届出の受理並びに理容師法（昭和22年法律第234号）に基づく理容師及び美容師法（昭和32年法律第163号）に基づく美容師の各種届出の受理
- (2) 理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）に基づく理容師養成施設、美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）に基づく美容師養成施設、調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく調理師養成施設、製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師養成施設、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）に基づく食品衛生監視員養成施設、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年政令第52号）に基づく食鳥処理衛生管理者養成施設及び愛玩動物看護師養成所指定規則（令和3年農林水産省・環境省令第7号）に基づく愛玩動物看護師養成所に係る変更等の承認、届出の受理、報告徴収及び指示
- (3) 食品衛生法施行令に基づく食品衛生管理者の資格認定講習会及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令に基づく食鳥処理衛生管理者の資格認定講習会に係る届出の受理、報告徴収及び立入検査
- (4) 理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）に基づく理容師、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）に基づく美容師、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）に基づく調理師及び製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）に基づく製菓衛生師の養成施設の入所等に係る学力の認定
- (5) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和32年政令第279号）に基づく生活衛生関係営業の振興計画の認定
- (6) 胞衣産汚物取締条例（昭和24年京都府条例第

- 22号）に基づく胞衣産汚物営業許可申請内容の変更届並びに営業の停止届及び廃止届の受理
- (7) 胞衣産汚物取締条例に基づく胞衣産汚物しゅう集人夫の雇入届の受理
- (8) 消毒営業取締条例施行規則（昭和25年京都府規則第5号）に基づく消毒営業従事者の雇入届の受理
- (9) と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づくと畜場の新設の許可及び変更届の受理
- (10) と畜場法、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づくと畜場、化製場、死亡獣畜取扱場及び動物の飼養又は収容のための施設並びに食鳥検査に係る指定検査機関に関する諸届の受理
- (11) 狂犬病予防法に基づく犬捕獲人の証票の交付第18条中第10項を削り、第11項を第10項とする。第19条中第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 労働政策室

- (1) 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）に基づく争議行為発生届出の受理
- (2) 労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）に基づく公益事業争議行為の事前通知の処理
- 第20条第6項中第4号を第7号とし、第1号から第3号までを3号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。
- (1) 漁業法に基づく資源管理の状況等の報告
- (2) 漁業法に基づく漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことの指導及び勧告
- (3) 漁業法に基づく協定の認定
- 第20条第7項中「森の保全推進課」を「林業振興課」に改め、第3号を次のように改める。
- (3) 森林組合法に基づく信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程及び森林経営規程の設定、変更及び廃止の承認
- 第20条第7項に次の2号を加える。
- (4) 森林組合法に基づく森林組合及び生産森林組合の定款変更、設立、合併及び組織変更の認可
- (5) 森林組合法に基づく吸収分割及び新設分割の認可
- 第20条第8項中「林業振興課」を「森の保全推進課」に改め、第2号から第4号までを削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。
- (1) 保安林に係る森林法の施行のため必要な報告の処理、森林への立入検査、標識の設置及び支障木の伐採等の指示
- 第21条中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、第12項を第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 水環境対策課

下水道法に基づく流域別下水道総合計画に関する関係市町村の意見聴取

第23条中「防災監」の右に「、子育て社会推進監」を加え、「室長、理事又は課長、参事若しくは」を「理事、室長、課長、企画参事、参事又は」に改める。
(京都府地方機関処務規程の一部改正)

第2条 京都府地方機関処務規程（昭和30年京都府訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第10条第1項」を「(平成3年法律第110号)第10条第1項」に改め、同条第10号中「(平成3年法律第110号)」を削る。

第3条第1号オ中「事務」を「事項」に改め、同号キを削り、同号カ中「事務」を「事項」に改め、同号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 宗教法人登録免許税非課税証明

第3条第1号コ中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「事務」を「事項」に改め、同号コ(イ)及び(ウ)中「同法」を「地域未来投資促進法」に改め、同号シからハマまでを削り、同号中ヒをシとし、フをスとし、ヘをヒとし、その前に次のように改める。

セ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく次に掲げる事項

- (ア) 鳥獣保護管理法第39条第1項の規定による狩猟免許の交付
 - (イ) 鳥獣保護管理法第43条の規定による狩猟免許の交付
 - (ウ) 鳥獣保護管理法第46条第2項の規定による狩猟免許の再交付
 - (エ) 鳥獣保護管理法第54条の規定により返納される狩猟免許の受領
 - (オ) 鳥獣保護管理法第55条第1項の規定による狩猟者の登録
 - (カ) 鳥獣保護管理法第60条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の交付
 - (キ) 鳥獣保護管理法第61条第1項の規定による狩猟者登録の変更登録
 - (ク) 鳥獣保護管理法第61条第5項の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の再交付
 - (ケ) 鳥獣保護管理法第65条の規定により返納される狩猟者登録証及び狩猟者記章の受領
 - (コ) 鳥獣保護管理法第66条の規定による狩猟の結果の報告の受理
- ソ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「鳥獣保護管理規則」という。）に基づく次に掲げる事項
- (ア) 鳥獣保護管理規則第50条の規定による狩猟免許の亡失の届出の受理
 - (イ) 鳥獣保護管理規則第65条第10項の規定によ

る狩猟者登録証及び狩猟者記章の亡失の届出の受理

- (ウ) 鳥獣保護管理規則第65条第12項の規定により返納される狩猟者登録証及び狩猟者記章の受領
- タ 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく次に掲げる事項
- (ア) 農地法第4条の規定による農地転用の許可（4ヘクタール以下の農地の転用に係るものに限る。）
 - (イ) 農地法第5条の規定による農地及び採草放牧地の転用のための権利の設定及び移転の許可（4ヘクタール以下の農地及び採草放牧地の転用に係るものに限る。）
 - (ウ) 農地法第51条の規定による監督処分（4ヘクタール以下の農地の転用並びに4ヘクタール以下の農地及び採草放牧地の転用のための権利の設定及び移転に係るものに限る。）
- チ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく次に掲げる事項
- (ア) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項（同法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による農業振興地域整備計画に係る協議（農用地等以外の用途に供することを目的とした農用地区域内の土地の農用地区域からの除外に係る変更協議については、除外面積が4ヘクタール以下のものに限る。）
 - (イ) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可（4ヘクタール以下の開発行為に係るものに限る。）
 - (ウ) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の3の規定による監督処分（4ヘクタール以下の開発行為に係るものに限る。）
- ツ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第10項の規定による農業経営改善計画の同意（4ヘクタール以下の農地の転用に係るものに限る。）
- テ 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第64条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- ト 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく次に掲げる事項
- (ア) 肥料の品質の確保等に関する法律第15条の規定による登録及び仮登録の失効の届出等の受理
 - (イ) 肥料の品質の確保等に関する法律第30条第7項の規定による検査結果の公表
- ナ 主要農作物の種子生産及び供給に係る種子生産ほ場の認定、ほ場検査及び生産物検査並びに通知書の交付
- ニ 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）

第8条第1項の規定による生産出荷近代化計画の策定

ヌ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「食料システム法」という。）に基づく次に掲げる事項

(ア) 食料システム法第19条第1項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の認定

(イ) 食料システム法第20条第1項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定

(ウ) 食料システム法第20条第2項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の変更の届出の受理

(エ) 食料システム法第20条第3項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の取消し

(オ) 食料システム法第46条第1項の規定による報告の徴収（ア）から（エ）までの事項に係るものに限る。）

(カ) 食料システム法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる食料システム法附則第2条の規定による廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第5条第2項の規定による持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の取消し

ネ 家畜商法（昭和24年法律第208号）及び家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）に基づく次に掲げる事項

(ア) 家畜商法第3条第1項の規定による家畜商の免許

(イ) 家畜商法第5条の規定による家畜商名簿への登録

(ウ) 家畜商法第6条第2項の規定による家畜商免許証の交付

(エ) 家畜商法第7条第1項の規定による家畜商免許の取消し

(オ) 家畜商法第7条第2項の規定による家畜商免許の取消し及び事業の停止命令

(カ) 家畜商法施行令第3条第1項及び第2項の規定による登録変更

(キ) 家畜商法施行令第3条第3項の規定による家畜商名簿の訂正

(ク) 家畜商法施行令第4条の規定による登録の消除

(ケ) 家畜商法施行令第4条の3の規定による家畜商免許証の交付

(コ) 家畜商法施行令第5条の規定による書換え交付

(サ) 家畜商法施行令第6条の規定による家畜商免許証の再交付

(シ) 家畜商法施行令第7条の規定により返納される家畜商免許証の受領

ノ 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）に基づく

次に掲げる事項

(ア) 養鶏振興法第7条第1項の規定によるふ化業者の登録

(イ) 養鶏振興法第10条第1項の規定によるふ化業者の登録の取消し

ハ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）に基づく次に掲げる事項

(ア) 森林病虫害等防除法第5条第1項の規定により行う同法第3条第1項各号に掲げる命令

(イ) 森林病虫害等防除法第5条第2項の規定による特別伐倒駆除の命令

(ウ) 森林病虫害等防除法第5条第3項の規定による補完伐倒駆除の命令

(エ) 森林病虫害等防除法第5条第4項において準用する同法第4条第2項の規定による駆除措置に要した費用の徴収

第3条第1号中ホをフとし、マをへとし、ミをほとし、ムをマとし、その次に次のように加える。

ミ 請負工事（農林水産部関係工事に限る。以下この号において同じ。）の完成検査及び中間検査（本庁で特に検査員を派遣する場合を除く。）

ム 請負工事の中止期間が1月以内の中止及びその解除

第3条第1号中ユをヨとし、ヤをユとし、モをヤとし、メをモとし、その前に次のように加える。

メ 請負工事の完成期限の3月以内の延期の承認（再延期に係るものを除く。）

第3条第14号アを次のように改める。

ア 漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく次に掲げる事務

(ア) 漁業法第26条第1項の規定による漁獲量等の報告の受理

(イ) 漁業法第26条第2項の規定による漁獲量等の報告

(ウ) 漁業法第30条第1項の規定による漁獲量等の報告の受理

(エ) 漁業法第30条第2項の規定による漁獲量等の報告

(オ) 漁業法第90条第1項の規定による資源管理の状況等の報告の受理

(カ) 漁業法第122条の規定による漁場の標識の建設等の命令

第3条第15号中セをソとし、オからスまでをカからセまでとし、ウ及びエを削り、イをオとし、アをエとし、その前に次のように加える。

ア 鳥獣保護管理法に基づく次に掲げる事項

(ア) 鳥獣保護管理法第39条第1項の規定による狩猟免許の交付

(イ) 鳥獣保護管理法第43条の規定による狩猟免許状の交付

(ウ) 鳥獣保護管理法第46条第2項の規定による狩猟免許状の再交付

(エ) 鳥獣保護管理法第54条の規定により返納さ

- れる狩猟免許の受領
- (オ) 鳥獣保護管理法第55条第1項の規定による狩猟者の登録
 - (カ) 鳥獣保護管理法第60条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の交付
 - (キ) 鳥獣保護管理法第61条第1項の規定による狩猟者登録の変更登録
 - (ク) 鳥獣保護管理法第61条第5項の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の再交付
 - (ケ) 鳥獣保護管理法第65条の規定により返納される狩猟者登録証及び狩猟者記章の受領
 - (コ) 鳥獣保護管理法第66条の規定による狩猟の結果の報告の受理
- イ 鳥獣保護管理規則に基づく次に掲げる事項
- (ア) 鳥獣保護管理規則第50条の規定による狩猟免許の亡失の届出の受理
 - (イ) 鳥獣保護管理規則第65条第10項の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の亡失の届出の受理
 - (ウ) 鳥獣保護管理規則第65条第12項の規定により返納される狩猟者登録証及び狩猟者記章の受領
- ウ 食料システム法に基づく次に掲げる事項（林業に係るものに限る。）
- (ア) 食料システム法第19条第1項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の認定
 - (イ) 食料システム法第20条第1項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定
 - (ウ) 食料システム法第20条第2項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の変更の届出の受理
 - (エ) 食料システム法第20条第3項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の取消し
 - (オ) 食料システム法第46条第1項の規定による報告の徴収（(ア)から(エ)までの事項に係るものに限る。）

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

京都府訓令第7号

本 庁
地方機関

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担当事務に関する規程（令和2年京都府訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第1条副知事山下晃正の担当事務の項第2号中「政策企画部」を「総合政策環境部」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条副知事古川博規の担当事務の項第4号を削り、同項第5号中「文化スポーツ部」を「文化生活部」に改め、同項中同号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

京都府訓令第8号

本 庁
地方機関

京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）第125条の規定により、副部長及び技監の掌理する事務を次のように定める。

なお、副部長及び技監の掌理する事務を定めた訓令（令和4年京都府訓令第4号）は、廃止する。

1 副部長の掌理事務

部	氏名	掌理事務
危機管理部	松村弘毅	部の総合的な調整及び危機管理に関する事項
総務部	山田智樹	条例の立案、府税、自治振興、入札、資産及び各部局間の調整に関する事項
	松浦快仁	財政に関する事項
総合政策環境部	片岡美佳	府政の企画立案、地域振興の推進及び総合的な調整に関する事項
	西村敏弘	情報政策及びデジタル社会の形成に関する事項
文化生活部	川崎浩孝	部の総合的な調整、スポーツ振興及び文教に関する事項
	田中圭一	文化振興に関する事項
	西村美紀	府民生活及び男女共同参画に関する事項
健康福祉部	山本哲也	部の総合的な調整に関する事項
	安原孝啓	地域包括ケアに関する事項
	東江赳欣	こども・子育て及び社会福祉に関する事項
	十倉孝之	健康に関する事項

商工労働観光部	玉木利忠	部の総合的な調整に関する事項
	山本太郎	産業の基盤に関する事項
	井爪 環	産業のイノベーションに関する事項
	河島幸一	労働に関する事項
	野口礼子	観光に関する事項
農林水産部	萩 安彦	農林水産業の振興に関する事項
建設交通部	植村智豪	部の総合的な調整、基盤整備及び交通に関する事項
	曾和良広	水資源及び上下水道に関する事項

2 技監の掌理事務

部	氏名	掌理事務
総合政策環境部	松山豊樹	環境及びエネルギー技術に関する事項
健康福祉部	土師雅弘	保健・薬事衛生技術に関する事項
農林水産部	田村 匠	農山漁村地域の振興に関する事項
建設交通部	林 龍夫	土木技術に関する事項
	西村祥一	都市基盤、住宅及び建築技術に関する事項

3 前2項に掲げる事務のほか、特に命じられた事務を併せて掌理するものとする。

令和5年4月1日

京都府知事 西脇 隆俊

京都府訓令第9号

本 庁
地方機関

京都府法令審査委員会規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

京都府知事 西脇 隆俊

京都府法令審査委員会規程等の一部を改正する訓令

(京都府法令審査委員会規程の一部改正)

第1条 京都府法令審査委員会規程(昭和27年京都府訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「企画総務課長」を「政策環境総務課長」に

改める。
(京都府公印規程の一部改正)

第2条 京都府公印規程(昭和28年京都府訓令第22号)

の一部を次のように改正する。

第2条中「防災監印」の右に「、子育て社会推進監印」を加える。

別表中

「京都府府民環境部人権啓発推進室長印 同上

京都府危機管理部防災監印 同上

同上 同上 を

同上 同上」

「京都府文化生活部人権啓発推進室長印 同上

京都府危機管理部防災監印 同上

京都府総合政策環境部子育て社会推進監印 同上

同上 同上

同上 同上 に、「京都府政策企画部企画参事印」を「京

同上 同上」

都府(何々)部企画参事印」に改める。

(京都府文書規程の一部改正)

第3条 京都府文書規程(昭和30年京都府訓令第26号)

の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「防災監」の右に「、子育て社会推進監」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

京都府訓令第10号

本 庁
地方機関

京都府人権啓発調整会議の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

京都府知事 西脇 隆俊

京都府人権啓発調整会議の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

京都府人権啓発調整会議の組織及び運営に関する規程(昭和57年京都府訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「府民環境部人権啓発推進室」を「文化生活部人権啓発推進室」に改め、同条第3項中「府民環境部長、府民環境部人権啓発推進室長」を「文化生活部長、文化生活部人権啓発推進室長」に改める。

第4条第3項中「府民環境部人権啓発推進室長」を「文化生活部人権啓発推進室長」に改める。

第6条中「府民環境部人権啓発推進室」を「文化生活

部人権啓発推進室」に改める。
 別表第1中 「政策企画部長
 文化スポーツ部長」を「総合政策環境部
 長」に改める。
 「政策企画部副部長
 別表第2中 府民環境部副部長 を
 文化スポーツ部副部長」
 「総合政策環境部副部長
 文化生活部副部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。



京都府訓令第11号

本 庁

京都府高齢化対策推進本部規程の一部を改正する訓令
 を次のように定める。

令和5年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府高齢化対策推進本部規程の一部を改正する
 訓令

京都府高齢化対策推進本部規程（昭和63年京都府訓令
 第13号）の一部を次のように改正する。

「政策企画部長
 別表第1中 府民環境部長 を
 文化スポーツ部長」
 「総合政策環境部長
 文化生活部長」に改める。
 「企画総務課長
 別表第2中 府民環境総務課長」を「政策環境総務課
 長」に、「文化スポーツ総務課長」を「文化生活総務課長」
 に、「雇用推進室長」を「雇用推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

京都府告示第192号

地方自治法第171条第4項の規定により会計管理者が

出納員に事務を委任した告示等の一部を次のように改正
 し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 地方自治法第171条第4項の規定により会計管理者
 が出納員に事務を委任した告示（昭和39年京都府告示
 第144号）の一部を次のように改正する。

表府民環境部府民総合案内・相談センター出納員の
 項中「府民環境部府民総合案内・相談センター出納員」
 を「文化生活部府民総合案内・相談センター出納員」
 に改め、同表政策企画部企画統計課出納員の項中「政
 策企画部企画統計課出納員」を「総合政策環境部企画
 統計課出納員」に改め、同表府民環境部人権啓発推進
 室出納員の項中「府民環境部人権啓発推進室出納員」
 を「文化生活部人権啓発推進室出納員」に改め、同表
 健康福祉部生活衛生課出納員の項中「健康福祉部生活
 衛生課出納員」を「文化生活部生活衛生課出納員」に
 改め、同表政策企画部地域政策室出納員の項中「政策
 企画部地域政策室出納員」を「文化生活部文化生活総
 務課出納員」に、「当該室」を「当該課」に改める。

2 京都府会計規則第2条第2号の規定による公所を指
 定した告示（昭和55年京都府告示第290号）の一部を
 次のように改正する。

「京都府立宮津高等学校 宮津市」及び「京都府立
 網野高等学校 京丹後市」を削る。

3 京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店
 舗名、位置及び引受庁所を定めた告示（昭和60年京都
 府告示第227号）の一部を次のように改正する。

表同宮津支店の項中「京都府立宮津高等学校、」を
 削り、同表同網野支店の項中「京都府立網野高等学
 校、」を削る。

4 地方自治法第171条第4項の規定により会計管理者
 の事務の一部を再委任した告示（平成28年京都府告示
 第220号）の一部を次のように改正する。

表会計課出納員（京都府組織規程（昭和30年京都府
 規則第32号）第11条の2に規定する会計課に設置する
 ものをいう。）の項中「府民環境部循環型社会推進課
 金銭分任出納員」を「総合政策環境部循環型社会推進
 課金銭分任出納員」に改め、同表府民環境部人権啓発
 推進室出納員の項中「府民環境部人権啓発推進室出納
 員」を「文化生活部人権啓発推進室出納員」に、「府
 民環境部人権啓発推進室金銭分任出納員」を「文化生
 活部人権啓発推進室金銭分任出納員」に改め、同項の
 次に次のように加える。

文化生活部生活 衛生課出納員	文化生活部生活 衛生課金銭分任 出納員	犬又は猫の引取り及びふ ぐ処理師試験の実施に係 る現金（ふぐ処理師試験 の実施に係る現金にあつ ては、ふぐ処理師試験で
-------------------	---------------------------	---

		使用するふぐの調達に係る実費相当額)の領収
	文化生活部動物愛護センター金銭分任出納員	犬又は猫の引取りに係る現金の領収

表健康福祉部生活衛生課出納員の項を削る。



京都府告示第193号

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第16条第2号の規定により、京都府立京都学・歴史館を同号に掲げる施設に類する施設として指定した。

令和5年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府告示第194号

京都府消費生活安全条例施行規則に基づく消費生活相談を行う場所等を定めた告示（平成28年京都府告示第205号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表京都府府民環境部消費生活安全センターの項中「京都府府民環境部消費生活安全センター」を「京都府文化生活部消費生活安全センター」に改める。



京都府告示第195号

鉄道騒音に係る環境基準の類型指定（昭和52年京都府告示第148号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

「京都府府民環境部環境管理課」を「京都府総合政策環境部環境管理課」に改める。

京都府告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の府道の路線を変更する。

なお、その関係図面は、京都府建設交通部道路管理課及び京都府丹後土木事務所において、令和5年4月1日から令和5年4月15日まで縦覧に供する。

令和5年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

整理番号	旧新別	路線名	起 終 点	重要な経過地
665	旧	浜詰網野線	京丹後市網野町浜詰 京丹後市網野町網野	
	新	木津網野線	京丹後市網野町木津 京丹後市網野町網野	



京都府告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年4月1日から令和5年4月15日まで縦覧に供する。

令和5年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 木津網野線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延 長
京丹後市網野町木津（元上野）小字オガ鼻60の2から	最小 6.2 m	1348.1 m
京丹後市網野町浜詰（元浜）小字稲木場341の3まで	最大 12.0 m	

- 4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年4月1日から令和5年4月15日まで縦覧に供する。

令和5年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 178号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備 考
京丹後市網野町木津小字新向田414の1(右)から	前	m	m	旧道の区域の廃止
京丹後市網野町浜詰(元浜詰)小字牛揚場694の7を経て		最小 6.2 最大 31.3	3,675.5	廃道 延長 3453.6m 幅員
京丹後市久美浜町湊宮小字箱石468の163まで				最小 6.2m 最大31.3m
京丹後市網野町木津小字新向田414の1(右)から				期日
京丹後市網野町浜詰(元浜詰)小字柴古山10031の30を経て		最小 11.5 最大 28.6	2,019.9	令和5年4月1日
京丹後市久美浜町湊宮小字箱石468の163まで				

京丹後市網野町木津小字新向田414の1(右)から	後	最小 11.5 最大 28.6	2,019.9
京丹後市網野町浜詰(元浜詰)小字柴古山10031の30を経て			
京丹後市久美浜町湊宮小字箱石468の163まで			

4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 営 企 業

京都府公営企業の組織等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府公営企業管理規程第4号

京都府公営企業の組織等に関する規程等の一部を改正する規程

(京都府公営企業の組織等に関する規程の一部改正)

第1条 京都府公営企業の組織等に関する規程(昭和39年京都府公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第2章 組織等

第1節 府民環境部(第2条—第12条)を「第2章 組織等(第2条—第14条)」に、「第22条—第27条」を「第2節 建設交通部(第13条—第21条)」

15条—第20条」に、「第28条—第34条」を「第21条—第27条」に改める。

第1条中「府民環境部及び」を削る。

第2章第1節の節名を削る。

第2条第1項中「府民環境部」を「建設交通部」に改め、「この節において」を削り、同条第2項中「府民環境総務課」を「監理課」に、「及び建設整備課」を「建設整備課及び水環境対策課」に改め、同条第3項の表に次のように加える。

京都府流域下水道事務所	長岡京市
-------------	------

第2条第5項の表中 「

広域浄水センター	宇治市
----------	-----

」 を

名称	位置
広域浄水センター	宇治市

に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 7 京都府流域下水道事務所に総務課、施設整備課及び施設管理課を置く。
- 8 京都府流域下水道事務所に浄化センターを置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
洛西浄化センター	長岡京市
洛南浄化センター	八幡市
宮津湾浄化センター	宮津市
木津川上流浄化センター	相楽郡精華町

第3条（見出しを含む。）中「府民環境総務課」を「監理課」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 部に属する予算の経理に関すること。

第4条第1号中「企業職員」を「電気事業、水道事業及び工業用水道事業に従事する企業職員」に改め、「（建設交通部の主管に属するものを除く。）」を削り、同条第3号中「部の出先機関」を「京都府営水道事務所及び京都府公営企業管理事務所」に改め、同条第4号から第8号までの規定中「部」を「所管事業」に改め、同条第9号中「公営企業」を「電気事業、水道事業及び工業用水道事業」に改め、「（建設交通部の主管に属するものを除く。）」を削る。

第2章第2節の節名並びに第13条及び第14条を削る。

第12条中「第8条」を「第10条」に改め、第2章中同条を第14条とする。

第11条の表中 「

次長	所	所長を補佐し、所の事務を総括整理する。
----	---	---------------------

」 を

総括浄化センター長	所	命を受けて浄化センターの施設管理に関する事務を総括する。
次長	所	所長を補佐し、所の事務を総括整理する。

に、

副所長	広域浄水センター又は水質管理センター	上司の命を受けて広域浄水センター又は水質管理センターの事務を総括整理する。
主幹	所	上司の命を受けて特定の範囲の事務を処理する。主幹の職は、係長の職を兼ねて命じることがある。
所長補佐	所、広域浄水センター又は水質管理センター	所、広域浄水センター又は水質管理センターの事務について所長、広域浄水センター所長又は水質管理センター所長を補佐し、当該組織の事務を総括整理する。所長補佐の職は、係長の職を兼ねて命じることがある。

を

副所長	広域浄水センター、水質管理センター又は浄化センター	上司の命を受けて広域浄水センター、水質管理センター又は浄化センターの事務を総括整理する。
所長補佐	所、広域浄水センター、水質管理センター又は浄化センター	所、広域浄水センター、水質管理センター又は浄化センターの事務について所長、広域浄水センター所長、水質管理センター所長又は浄化センター所長を補佐し、当該組織の事務を総括整理する。所長補佐の職は、係長の職を兼ねて命じることがある。
主幹	所	上司の命を受けて特定の範囲の事務を処理する。主幹の職は、係長の職を兼ねて命じることがある。

に改

め、同表に次のように加える。

技術指導員	所	上司の命を受けて技術に関する担任の事務を処理する。
-------	---	---------------------------

第11条を第13条とする。

第10条の表中

水質管理センター所長	水質管理センター	上司の命を受けて水質管理センターの事務を掌理する。
------------	----------	---------------------------

を

水質管理センター所長	水質管理センター	上司の命を受けて水質管理センターの事務を掌理する。
浄化センター所長	浄化センター	上司の命を受けて浄化センターの事務を掌理する。

に改め、同表主事及び技師の項中「及び」を「又は」に改め、

同条を第12条とする。

第9条の表に次のように加える。

技術指導員	課	上司の命を受けて技術に関する担任の事務を処理する。
-------	---	---------------------------

第9条を第11条とする。

第8条の表中

公営企業管理監	部	命を受けて公営企業に関する事務を掌理し、その事務につき部下の職員を指揮監督する。
---------	---	--

を

公営企業管 理監	部	命を受けて公営企業に関する 事務を掌理し、その事務につ き部下の職員を指揮監督する。
副部長及び 技監	部	上司の命を受けて部の一部の 事務を掌理し、その事務につ き部下の職員を指揮監督する。

に改め、同表主事及び技師の項中「及び」を「又は」に改め、

同条を第10条とする。

第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(京都府流域下水道事務所の事務)

第9条 京都府流域下水道事務所各課においては、次の事務をつかさどる。

総務課

- (1) 所の所掌事務の総合調整に関すること。
- (2) 職員の服務、給与及び福利厚生に関すること。
- (3) 予算の経理及び出納に関すること。
- (4) 資産の管理に関すること。
- (5) 所内の他課及び浄化センターの所管に属さないこと。

施設整備課

- (1) 流域下水道建設費の予算の管理及び執行に関すること。
- (2) 桂川右岸流域下水道、木津川流域下水道及び木津川上流流域下水道の施設整備に関すること。

施設管理課

浄化センターの施設及び設備の管理及び技術支援に関すること。

2 浄化センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 浄化センターの施設運転及び維持管理に関すること。
- (2) 水質管理及び汚泥等の処分処理に関すること。
- (3) 予算の調製及び執行に関すること。
- (4) 事業計画に関すること。
- (5) 職員の服務及び物品等に関すること。

3 前項に定めるもののほか、宮津湾浄化センターにおいては宮津湾流域下水道の施設整備に関する事務をつかさどる。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(水環境対策課の事務)

第6条 水環境対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 流域下水道事業に従事する企業職員の人事事務、給与その他の勤務条件及び服務に関すること。
- (2) 条例及び企業管理規程に関すること。
- (3) 京都府流域下水道事務所に関すること。
- (4) 所管事業の予算に関すること。
- (5) 所管事業の決算の調製に関すること。
- (6) 所管事業の出納その他の会計事務に関すること。
- (7) 所管事業の資産の取得、管理及び処分（出先機関の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (8) 所管事業の計理状況の報告及び業務状況の公表に関すること。
- (9) 流域下水道事業経営の企画調整に関すること。
- (10) 流域下水道施設（以下この条において「施設」という。）の整備に係る企画調整に関すること。
- (11) 施設の改良、修繕及び建設工事の進行管理及び施工監理並びに関係機関との調整に関すること（出先機関の所管に属するものを除く。）。
- (12) 施設の運転及び維持管理の総括に関すること。
- (13) 所管事業に係る工事の検査（出先機関の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (14) 所管事業に係る用地の取得、管理及び処分の総括に関すること。
- (15) 所管事業に係る危機管理の総合調整に関すること。
- (16) 部内他課の主管に属さないこと。

第15条から第21条までを削る。

第22条中「第24条及び第25条」を「第17条及び第18条」に改め、第3章中同条を第15条とし、第23条から第26条までを7条ずつ繰り上げる。

第27条第1項中「第23条」を「第16条」に改め、同条を第20条とし、第28条から第33条までを7条ずつ繰り上げる。

第34条中「第28条」を「第21条」に改め、同条を第27条とする。

(京都府公営企業処務規程の一部改正)

第2条 京都府公営企業処務規程(昭和39年京都府公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(部長の専行)」を付し、同条中「部長(府民環境部長及び建設交通部長をいう。以下同じ)」を「建設交通部長(以下「部長」という)」に改め、同条第1号中「課長」を「公営企画課、建設整備課及び水環境対策課の職員のうち、課長」に改める。

第3条の2の見出しを削り、同条中「次」を「前条に定めるもののほか、次」に、「府民環境部長」を「部長」に改める。

第3条の3及び第3条の4を削る。

第3条の5の見出しを「(公営企業管理監の専行)」に改め、同条第1項第4号中「府民環境部において分掌する事務に係る」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 一時借入金その他資金の調達

第3条の5第2項中「第3条、第3条の2、前条及び前項」を「前2条」に、「及び建設整備課」を「建設整備課及び水環境対策課」に、「府民環境部長」を「部長」に改め、同条を第3条の3とする。

第5条第16号を次のように改める。

(16) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく漏えい等の報告及び本人への通知等、個人情報ファイル簿の作成、開示決定等、訂正決定等並びに利用停止決定等

第5条中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年京都府条例第32号)に基づく是正の申出の処理

第6条(見出しを含む。)中「府民環境部各課長」を「各課長」に改め、同条第1項第1号中「府民環境部の職員に限り」を「公営企画課及び建設整備課の職員のうち」に、「(2)から(8)まで」を「次号から第8号まで」に改め、同項第5号中「事業所」の右に「(京都府流域下水道事務所及び浄化センターを除く。第8号において同じ。)」を加え、「(8)」を「同号」に改め、同項第9号中「会計年度任用職員」を「電気事業、水道事業及び工業用水道事業に従事する会計年度任用職員」に改め、同項第10号中「における」の右に「電気事業、水道事業及び工業用水道事業に係る」を加え、同項第11号中「収入」を「電気事業、水道事業及び工業用水道事業に係る収入」に改め、同条第2項第1号中「工事」を「電気、水道及び工業用水道工事」に改め、同項第2号中「工事内容」を「電気、水道及び工業用水道工事の工事内容」に改め、同項第3号中「工事」を「電気、水道及び工業用水道工事」に改め、同項第4号中「建設工事」の右に「及び流域下水道工事」を加え、同条に次の1項を加える。

3 水環境対策課

(1) 本庁職員(水環境対策課の職員のうち、課長及び同相当職以上の職にある者を除く。次号から第8号までにおいて同じ。)に係る地方公務員法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認

(2) 本庁職員に係る地方公務員法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認

(3) 本庁職員に係る地方公務員法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業の承認及び同条第5項の規定による自己啓発等休業の承認の取消し

(4) 本庁職員に係る地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認及び同条第6項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し

(5) 本庁職員及び事業所(京都府流域下水道事務所及び浄化センターに限る。第8号において同じ。)の職員(本庁課長相当職以上の職にある者を除く。同号において同じ。)に係る地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業の承認及び同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し

(6) 本庁職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認及び同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し

(7) 本庁職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業の承認及び同条第3項において準用する同法第5条第2項の規定による部分休業の承認の取消し

(8) 本庁職員及び事業所の職員の兼職の承認

(9) 流域下水道事業に従事する会計年度任用職員の任免及び分限

(10) 1件当たりの金額が別表第1の課長の欄に掲げる金額の範囲内における流域下水道事業に係る公有財産及び物品の譲渡、廃棄等

(11) 流域下水道事業に係る収入の調定及び調定の通知並びに支出命令

(12) 流域下水道の事業計画に関する関係市町村の意見聴取

(13) 流域下水道工事のしゅん工期日の延長についての措置

(14) 流域下水道工事の工事内容の変更又は工事の中止若しくは打切り

第7条を削る。

第8条第21号を次のように改める。

(2) 個人情報の保護に関する法律に基づく漏えい等の報告及び本人への通知等、個人情報ファイル簿の作成、開示決定等、訂正決定等並びに利用停止決定等

第8条に次の1号を加える。

(22) 個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく是正の申出の処理

第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条各号中「請負工事」を「流域下水道工事」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「前項」を「前条」に改め、同条を第14条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

(京都府公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部改正)

第3条 京都府公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和39年京都府公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。第7条及び別表において同じ。）」に改める。

第6条に次の1項を加える。

4 当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（次条第3項において「特定日」という。）以後、職員に支給する管理職員特別勤務手当の額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらに掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

第7条に次の2項を加える。

2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の管理職手当の月額は、同項の規定にかかわらず、別表の定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当欄に定める額に、給与条例第30条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 当分の間、特定日以後、職員に支給する管理職手当の額は、第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第7条関係）

組織	職	管理職員特別勤務手当支給額		管理職手当支給額	
		定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員	定年前再任用短 時間勤務職員	定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員	定年前再任用 短時間勤務職員
建設交通部	部長（行政職給料表の適用を受け る部長でその職務の級が8級であ るものを除く。）	円	円	円	円
		12,000	11,000	131,800	112,900
	部長（行政職給料表の適用を受け る部長でその職務の級が8級であ るものに限る。）	円	円		
		6,000	5,500		
	公営企業管理監	12,000	11,000	118,600	99,800
		6,000	5,500		
副部長 技監 理事	11,000	10,000	110,300	91,800	
	5,500	5,000			
本庁	公営企画課長	10,000	9,000	90,300	72,900
		5,000	4,500		
	水環境対策課長	7,000	6,000	67,700	54,700
		3,500	3,000		
	参事	7,000	6,000	62,700	48,200
		3,500	3,000		
京都府営水道 事務所	所長（行政職給料表の適用を受け る所長でその職務の級が7級であ るものを除く。）	11,000	10,000	110,300	91,800
		5,500	5,000		
	所長（行政職給料表の適用を受け る所長でその職務の級が7級であ るものに限る。）	11,000	10,000	103,800	83,900
		5,500	5,000		
	次長（行政職給料表の適用を受け る次長でその職務の級が6級であ るものを除く。）	7,000	6,000	67,700	54,700
		3,500	3,000		
	次長（行政職給料表の適用を受け る次長でその職務の級が6級であ るものに限る。）	7,000	6,000	62,700	48,200
		3,500	3,000		

	技術次長（行政職給料表の適用を受ける技術次長でその職務の級が6級であるものを除く。）	7,000	6,000	67,700	54,700
		3,500	3,000		
	技術次長（行政職給料表の適用を受ける技術次長でその職務の級が6級であるものに限る。）	7,000	6,000	62,700	48,200
		3,500	3,000		
	広域浄水センター所長	6,000	5,000	50,200	38,500
		3,000	2,500		
水質管理センター所長	7,000	6,000	62,700	48,200	
	3,500	3,000			
京都府公営企業管理事務所 所長	7,000	6,000	67,700	54,700	
	3,500	3,000			
京都府流域下水道事務所	所長（行政職給料表の適用を受ける所長でその職務の級が7級であるものを除く。）	11,000	10,000	110,300	91,800
		5,500	5,000		
	所長（行政職給料表の適用を受ける所長でその職務の級が7級であるものに限る。）	11,000	10,000	103,800	83,900
		5,500	5,000		
	総括浄化センター長（行政職給料表の適用を受ける総括浄化センター長でその職務の級が6級であるものを除く。）	9,000	8,000	81,200	65,600
		4,500	4,000		
	総括浄化センター長（行政職給料表の適用を受ける総括浄化センター長でその職務の級が6級であるものに限る。）	9,000	8,000	75,300	57,800
		4,500	4,000		
	次長（行政職給料表の適用を受ける次長でその職務の級が6級であるものを除く。）	7,000	6,000	67,700	54,700
		3,500	3,000		
	次長（行政職給料表の適用を受ける次長でその職務の級が6級であるものに限る。）	7,000	6,000	62,700	48,200
		3,500	3,000		

技術次長（行政職給料表の適用を受ける技術次長でその職務の級が6級であるものを除く。）	7,000	6,000	67,700	54,700
	3,500	3,000		
技術次長（行政職給料表の適用を受ける技術次長でその職務の級が6級であるものに限る。）	7,000	6,000	62,700	48,200
	3,500	3,000		
浄化センター所長（洛南浄化センターに限る。）（行政職給料表の適用を受ける浄化センター所長でその職務の級が6級であるものを除く。）	7,000	6,000	67,700	54,700
	3,500	3,000		
浄化センター所長（洛南浄化センターに限る。）（行政職給料表の適用を受ける浄化センター所長でその職務の級が6級であるものに限る。）	7,000	6,000	62,700	48,200
	3,500	3,000		

（京都府公営企業公印規程の一部改正）

第4条 京都府公営企業公印規程（昭和39年京都府公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、府民環境部長印、府民環境総務課長印」を削る。

別表第1 京都府府民環境部長印の項中「府民環境部長」を「建設交通部長」に、「府民環境総務課」を「監理課」に改め、同表京都府府民環境部公営企業管理監印の項中「府民環境部」を「建設交通部」に改め、同表京都府府民環境部府民環境総務課長印の項中「府民環境部府民環境総務課長」を「建設交通部監理課長」に、「府民環境総務課」を「監理課」に改め、同表京都府府民環境部公営企画課長印の項中「府民環境部」を「建設交通部」に改め、同表京都府府民環境部建設整備課長印の項中「府民環境部」を「建設交通部」に改める。

別表第2 中京都府建設交通部長印の項及び京都府建設交通部監理課長印の項を削り、同表京都府流公営企業企業出納員印の項中「京都府流公営企業企業出納員印」を「京都府公営企業企業出納員印」に改める。

（京都府公営企業職員被服貸与規程の一部改正）

第5条 京都府公営企業職員被服貸与規程（昭和44年京都府公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「府民環境部にあつては」を「電気事業、水道事業及び工業用水道事業を所掌する」に、「を、建設交通部にあつては」を「並びに流域下水道事業を所掌する」に、「を、出先機関」を「並びに出先機関」に改め、「いう」の右に「。以下同じ」を加える。

第4条中「様式第2号」を「様式第1号」に改める。

第6条中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

別表中

府民環境部 (出先機関)	男子	事務職員		夏作業服 (上・下)	1 着	3 年
				冬作業服 (上・下)	1 着	3 年
		技術職員 水質試験業 務に従事す る者	夏作業服 (上)	1 着	2 年	
			夏作業服 (下)	2 着	2 年	
			冬作業服 (上)	1 着	2 年	
			冬作業服 (下)	2 着	2 年	
			シルテ	2 着	1 年	
			ゴム長靴	1 足	3 年	
			靴	1 足	2 年	
		上記以外の 者	夏作業服 (上)	1 着	2 年	
			夏作業服 (下)	2 着	2 年	
			冬作業服 (上)	1 着	2 年	
			冬作業服 (下)	2 着	2 年	
			帽子	1 個	2 年	
			軍手	12組	1 年	
			ゴム長靴	1 足	1 年	
自動車運転 業務に従事 する者	夏作業服 (上)	1 着	2 年			
	夏作業服 (下)	2 着	2 年			
	冬作業服 (上)	1 着	2 年			
	冬作業服 (下)	2 着	2 年			
	整備服 (上・下)	1 着	2 年			
	軍手	6 組	1 年			
	ゴム長靴	1 足	3 年			
上記以外の 者	靴	1 足	1 年			
	夏作業服 (上)	1 着	2 年			
	夏作業服 (下)	2 着	2 年			
	冬作業服 (上)	1 着	2 年			
	冬作業服 (下)	2 着	2 年			
	帽子	1 個	2 年			
	軍手	12組	1 年			
ゴム長靴	1 足	1 年				
靴	1 足	2 年				

を

電気事業、水道事業及び工業用水道事業を所掌する出先機関	男子	事務職員		夏作業服（上・下）	1着	3年
				冬作業服（上・下）	1着	3年
	技術職員	水質試験業務に従事する者	夏作業服（上）	1着	2年	
			夏作業服（下）	2着	2年	
			冬作業服（上）	1着	2年	
			冬作業服（下）	2着	2年	
			シルテ	2着	1年	
			ゴム長靴	1足	3年	
			靴	1足	2年	
			自動車運転業務に従事する者	夏作業服（上）	1着	2年
				夏作業服（下）	2着	2年
				冬作業服（上）	1着	2年
				冬作業服（下）	2着	2年
				整備服（上・下）	1着	2年
				軍手	6組	1年
上記以外の者	ゴム長靴	1足	3年			
	靴	1足	1年			
	夏作業服（上）	1着	2年			
	夏作業服（下）	2着	2年			
	冬作業服（上）	1着	2年			
	冬作業服（下）	2着	2年			
	帽子	1個	2年			
軍手	12組	1年				
ゴム長靴	1足	1年				
靴	1足	2年				

に改

め、同表府民環境部（本庁及び出先機関）の項中「府民環境部（本庁及び出先機関）」を「電気事業、水道事業及び工業用水道事業を所掌する本庁及び出先機関」に改め、同表建設交通部（出先機関）の項中「建設交通部（出先機関）」を「流域下水道を所掌する出先機関」に改める。

様式第2号中「㊤」を削る。

（京都府公営企業会計規程の一部改正）

第6条 京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「府民環境部長」を「建設交通部長」に改める。

（京都府公営企業職員安全衛生管理規程の一部改正）

第7条 京都府公営企業職員安全衛生管理規程（昭和57年京都府公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「府民環境部、」を削る。

（京都府水道事業の用に供する電気工作物保安規程の一部改正）

第8条 京都府水道事業の用に供する電気工作物保安規程（昭和62年京都府公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「府民環境部」を「建設交通部」に改める。

(京都府電気事業の用に供する電気工作物保安規程の一部改正)

第9条 京都府電気事業の用に供する電気工作物保安規程(昭和62年京都府公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「府民環境部」を「建設交通部」に改める。

(京都府工業用水道事業の用に供する電気工作物保安規程の一部改正)

第10条 京都府工業用水道事業の用に供する電気工作物保安規程(昭和62年京都府公営企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「府民環境部」を「建設交通部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(京都府公営企業に従事する暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与の額及び支給方法)

2 京都府公営企業に従事する暫定再任用職員(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例(令和4年京都府条例第27号)附則第19項又は第20項の規定により採用された職員をいう。)及び暫定再任用短時間勤務職員(同条例附則第24項又は第25項の規定により採用された職員をいう。)に支給する給与の額及び支給方法については、当分の間、府の暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の例による。

(京都府流域下水道事業会計規程の一部改正)

3 京都府流域下水道事業会計規程(平成31年京都府公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第13条第2項」を「第2条第2項」に改め、同条第3号中「第13条第3項」を「第2条第3項」に改める。

選 挙 管 理 委 員 会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年4月1日

京都府選挙管理委員会

委員長 坪内 正一

京都府選挙管理委員会規程第7号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程(昭和40年京都府選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表1 総合病院京都南病院の項中「総合病院」を「社会医療法人健康会」に改め、同表特定医療法人健康会京都南病院の項中「特定医療法人健康会」を「社会医療法人健康会」に改める。

別表2 介護老人保健施設保健施設ぬくもりの里の項中「介護老人保健施設」を「社会医療法人健康会介護老人保健施設」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

京都府人事委員会

委員長 坂田 均

京都府人事委員会規則106—814

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与、勤務時間等に関する規則(京都府人事委員会規則6—2)の一部を次のように改正する。

別表第1の4 医療職給料表(2)の項中「府民環境部(環境の保全及び創出に関する業務に従事する職員)」を「総合政策環境部、文化生活部(生活衛生課)に、「健康福祉部、農林水産部」を「文化生活部、健康福祉部、農林水産部」に、「保健所、動物愛護センター」を「動物愛護センター、保健所」に、「(健康福祉部)を「(文化生活部、健康福祉部)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日
京都府人事委員会
委員長 坂 田 均

京都府人事委員会規則106—815

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—3）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第9号中「健康福祉部、保健所、動物愛護センター等」を「生活衛生課、動物愛護センター、保健所等」に改め、同条第29号中「府民環境部、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日
京都府人事委員会
委員長 坂 田 均

京都府人事委員会規則106—816

職員管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員管理職手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—54）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の本庁の項中「防災監」を「防災監 子育て社会推進監」に、「雇用推進室長」を「労働政策室長」に、「課長（困難な業務を所管する課長として任命権者が人事委員会と協議して定める職に限る。）」を「課長（困難な業務を所管する課長として任命権者が企画参事（困難な業務を所管する企画参事として任命権者が人事委員会と協議して定める職に限る。）」に、「課長（困難な業務を所管する課長として任命権者が人事委員会と協議して定める職に限る。）」に、「企画参事」を「企画参事（管理職手当の区分が3種である企画参事を除く。）」に、「府民総合案内・相談センターを除く。」を「消費生活安全センター及びリハビリテーション支援センターに限る。」に改め、同表知事の旅券事務所の項中

所長	3種
次長	6種

を

所長 次長	6種
----------	----

に改め、同表知事の消防学校の項中

校長	3種
副校長	6種

を

校長 副校長	6種
-----------	----

に改め、同表知事の広域振興局の項中「、4種」を「、3種又は4種」に、

課長（農商工連携・推進課長を除く。） 参事（地域づくり振興課参事を除く。）	6種
--	----

を

課長（農商工連携・推進課長を除く。）	6種（任命権者が人事委員会と協議して定める場合にあっては、4種）
参事（地域づくり振興課参事を除く。）	6種

に改め、同表知事の交通事故相談所の項を削り、同表知事の植物園の項中「副園長」の右に「（行政職給料表の適用を受ける副園長でその職務の級が8級であるものに限る。）」を加え、「課長」を「副園長（管理職手当の区分が2種である副園長を除く。）」に、

体育館	館長	4種
-----	----	----

を

体育館	館長	4種
交通事故相談所	所長	4種
動物愛護センター	所長	6種

に改め、同表知事の動物愛護センターの項を削り、同表知事の農林水産技術センターの項中「環境部長」を「栽培技術開発部長 環境部長」に改め、同表教育委員会の総合教育センターの項中

次長 北部研修所長	6種
総務部長	9種

を

次長 北部研修所長	6種
--------------	----

に改め、同表労働委員会の事務局の項中

課長	4種
----	----

を

課長	4種
参事	6種

に改める。

別表第2行政職給料表の8級の項中

3種	95,900円	79,800円
----	---------	---------

を

3種	95,900円	79,800円
6種	71,900円	59,900円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。